



議案第百七号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村 喬成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 取得する財産の種類
- 二 取得する土地の所在及び面積
- 三 取得の目的
- 四 取得の相手方
- 五 取得予定価額

土地

東伯郡志村町大字本表字内崎田七百番地の一外十六筆

一、二七三〇平方米

町民運動場建設のため

三軒町土地開発公社

五千五百六十五円